

## 独立行政法人国立女性教育会館の中期目標・中期計画の変更(案)について

### 変更の内容

- ①女性教育に留まらない幅広い男女共同参画の推進に関する業務を明確に位置づけ、政策実施機能強化のための関係府省との連携について記載
- ②業務運営の改善及び効率化の内容にPFIの導入について追記
- ③施設・整備に関する計画の予算額及び予定額の変更

### 変更の理由

- ①「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)における指摘を受け、関係府省と検討して得た結論である、男女共同参画の推進に関する業務及び政策実施機能強化のための関係府省との連携について明記するため。
- ②平成25年度から利用者の増加とサービスの向上等を目的として宿泊施設等の運営にPFIの導入を検討し、平成27年4月からの実施が確定し、これを明確に位置付けるため。
- ③閣議決定された平成26年度補正予算において、老朽化が著しい排水処理施設の改修工事のための施設整備費補助金が措置されたため、所要の変更を行う。

## 独立行政法人国立女性教育会館 中期目標案 新旧対照表

・変更部分は赤字で下線。

中 期 目 標 (変 更 後)	中 期 目 標 (変 更 前)
<p><b>【前文】</b>            独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二十九条の規定により、独立行政法人国立女性教育会館(以下「会館」という。)が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を次のとおり定める。</p> <p>男女共同参画社会の実現は、男女ともに生きやすい活力ある社会を作ることであり、政府一体となって取り組むべき最重要課題とされている。これまで、男女共同参画社会基本法の制定やこれに基づく男女共同参画基本計画等による施策の実現により、我が国における男女共同参画社会の形成は着実に進展してきているが、まだ道半ばの状況にあり、今後も課題解決のための不断の取組が必要である。</p> <p>男女共同参画社会の実現のためには、固定的性別役割分担意識を解消し、人権尊重を基盤にした男女平等観の形成を図り、男女共同参画についての理解の深化を促進する必要がある、このために教育・学習の果たす役割は極めて重要である。</p> <p>男女がともに個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会を実現するためには、女性を始めとする多様な人材の活用、様々な困難な状況に置かれている人々への対応、地域における身近な男女共同参画の推進が求められている。こうした状況に対応するためには、女性のエンパワメントが不可欠であり、女性の生涯にわたる学習機会の充実や社会参画の促進を図る必要がある。</p> <p>また、男女が相互の人格を尊重し、相手の立場を理解し助け合うような人間形成を図るため、男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進が求められている。</p> <p>独立行政法人国立女性教育会館の役割は、女性教育の振興を図り、もって男女共同参画社会の形成に資するものである。第三期中期目標期間においてその役割を果たすため、全国の各地域において、男女共同参画及び女性教育を推進する基幹的指導者等によるネットワーク組織が構築され、新しい公共</p>	<p><b>【前文】</b>            独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二十九条の規定により、独立行政法人国立女性教育会館(以下「会館」という。)が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を次のとおり定める。</p> <p>男女共同参画社会の実現は、男女ともに生きやすい活力ある社会を作ることであり、政府一体となって取り組むべき最重要課題とされている。これまで、男女共同参画社会基本法の制定やこれに基づく男女共同参画基本計画等による施策の実現により、我が国における男女共同参画社会の形成は着実に進展してきているが、まだ道半ばの状況にあり、今後も課題解決のための不断の取組が必要である。</p> <p>男女共同参画社会の実現のためには、固定的性別役割分担意識を解消し、人権尊重を基盤にした男女平等観の形成を図り、男女共同参画についての理解の深化を促進する必要がある、このために教育・学習の果たす役割は極めて重要である。</p> <p>男女がともに個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会を実現するためには、女性を始めとする多様な人材の活用、様々な困難な状況に置かれている人々への対応、地域における身近な男女共同参画の推進が求められている。こうした状況に対応するためには、女性のエンパワメントが不可欠であり、女性の生涯にわたる学習機会の充実や社会参画の促進を図る必要がある。</p> <p>また、男女が相互の人格を尊重し、相手の立場を理解し助け合うような人間形成を図るため、男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進が求められている。</p> <p>独立行政法人国立女性教育会館の役割は、女性教育の振興を図り、もって男女共同参画社会の形成に資するものである。第三期中期目標期間においてその役割を果たすため、全国の各地域において、男女共同参画及び女性教育を推進する基幹的指導者等によるネットワーク組織が構築され、新しい公共</p>

を担う人材育成を含めた研修や交流活動が実施されることを目指し、我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして、機能の更なる充実・深化を促進する。

今後は、社会における男女共同参画の状況を踏まえ、関係府省との連携を一層強化することとし、更に、従来の成人女性・女性教育団体に加え、教育の対象者・対象機関を広げて男女共同参画を推進する取組を活性化させる。

以上のことを踏まえ、第三期中期目標は、以下のとおりとする。

## I 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間とする。

## II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

### 1 基幹的な男女共同参画及び女性教育指導者等の資質・能力の向上

男女共同参画及び女性教育を推進する人材育成の拠点として、地方公共団体、女性関連施設、女性団体、大学、企業等の男女共同参画及び女性教育の推進に係る基幹的指導者を対象に、高度なマネジメント能力等、より専門性の高い研修等を実施する。

研修の実施に当たっては、基幹的指導者の資質・能力の向上のために必要な事項等について調査研究を行い、その成果を研修の内容等に反映させる。

さらに、研修効果を全国に効果的に還元する観点から、研修の対象者や課題等を厳選するとともに、研修効果の普及状況を的確に把握し事業に反映させる。

なお、大学等の教職員に対する研修については、高等教育機関における教育・研究活動が男女共同参画の理念を踏まえて行われるよう留意する。

### 2 男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する喫緊の課題に係る学習プログラム等の開発・普及

男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する喫緊の課題（例えば、女

を担う人材育成を含めた研修や交流活動が実施されることを目指し、我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして、機能の更なる充実・深化を促進する。

以上のことを踏まえ、第三期中期目標は、以下のとおりとする。

## I 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間とする。

## II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

### 1 基幹的な男女共同参画及び女性教育指導者等の資質・能力の向上

男女共同参画及び女性教育を推進する人材育成の拠点として、地方公共団体、女性関連施設、女性団体、大学等の男女共同参画及び女性教育の推進に係る基幹的指導者を対象に、高度なマネジメント能力等、より専門性の高い研修等を実施する。

研修の実施に当たっては、基幹的指導者の資質・能力の向上のために必要な事項等について調査研究を行い、その成果を研修の内容等に反映させる。

さらに、研修効果を全国に効果的に還元する観点から、研修の対象者や課題等を厳選するとともに、研修効果の普及状況を的確に把握し事業に反映させる。

なお、大学等の教職員に対する研修については、高等教育機関における教育・研究活動が男女共同参画の理念を踏まえて行われるよう留意する。

### 2 男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する喫緊の課題に係る学習プログラム等の開発・普及

男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する喫緊の課題（例えば、女

性の活躍による社会の活性化、様々な困難な状況に置かれている人々への対応、地域における身近な男女共同参画の推進、男性の家庭・地域への参画促進、生涯を見通した総合的なキャリア教育等)に関する調査研究を行い、その成果に基づき学習プログラムの開発や教材の作成等を行う。キャリア教育については、大学等と協働して取り組む。

さらに、開発した学習プログラムによる研修をモデル的に実施し、その成果を普及することにより、地方公共団体等が同課題に関する研修等を独自に企画・実施するよう支援する。

なお、時宜に適った調査研究・研修を行う観点から、地域での活用状況等も踏まえ、期間を定めて計画的に調査研究・研修内容を見直すものとし、研修の実施に当たっては、研修の趣旨に応じて対象者等を厳選する。

### 3 男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する調査研究の成果や資料・情報の提供等

男女共同参画及び女性教育を推進するための情報拠点として、男女共同参画・女性教育・家庭教育に係る統計等に関する調査研究等を行い、その成果をインターネット等を通じて全国に普及する。

また、構築したポータルとデータベースについて、地方公共団体等が関連の事業を企画・実施する際に活用しやすいよう、利便性を向上させるとともに、所蔵する図書を女性関連施設や大学等に貸し出すことで学習者への支援を行う。

さらに、顕著な業績を残した女性や女性施策等に関する記録の収集・提供等を行う女性アーカイブを充実し、実務者を対象とした専門的な研修を実施するなど、成果を全国的に還元する。

なお、調査研究等の成果を効果的に還元する観点から、利用状況を的確に把握し、事業に反映させる。

### 4 男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する国内の関係機関・団体等や関係府省との連携協力の推進

女性関連施設、女性団体、民間団体、企業等、男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する国内の関係機関・団体等と連携・協働するとともに、各関係府省との連絡会を開催するなど連携を強化することにより、

性の活躍による社会の活性化、様々な困難な状況に置かれている人々への対応、地域における身近な男女共同参画の推進、男性の家庭・地域への参画促進、生涯を見通した総合的なキャリア教育等)に関する調査研究を行い、その成果に基づき学習プログラムの開発や教材の作成等を行う。キャリア教育については、大学等と協働して取り組む。

さらに、開発した学習プログラムによる研修をモデル的に実施し、その成果を普及することにより、地方公共団体等が同課題に関する研修等を独自に企画・実施するよう支援する。

なお、時宜に適った調査研究・研修を行う観点から、地域での活用状況等も踏まえ、期間を定めて計画的に調査研究・研修内容を見直すものとし、研修の実施に当たっては、研修の趣旨に応じて対象者等を厳選する。

### 3 男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する調査研究の成果や資料・情報の提供等

男女共同参画及び女性教育を推進するための情報拠点として、男女共同参画・女性教育・家庭教育に係る統計等に関する調査研究等を行い、その成果をインターネット等を通じて全国に普及する。

また、構築したポータルとデータベースについて、地方公共団体等が関連の事業を企画・実施する際に活用しやすいよう、利便性を向上させるとともに、所蔵する図書を女性関連施設や大学等に貸し出すことで学習者への支援を行う。

さらに、顕著な業績を残した女性や女性施策等に関する記録の収集・提供等を行う女性アーカイブを充実し、実務者を対象とした専門的な研修を実施するなど、成果を全国的に還元する。

なお、調査研究等の成果を効果的に還元する観点から、利用状況を的確に把握し、事業に反映させる。

### 4 男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する国内の関係機関・団体等との連携協力の推進

女性関連施設、女性団体、民間団体、企業等、男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する国内の関係機関・団体等と連携・協働し、より効果的な事業を実施する。

効果的な事業を実施する。

また、調査研究の成果やこれまでに蓄積された専門的な情報等を各機関・団体等に提供するとともに、情報交換し交流する場を提供することにより、女性関連施設等のネットワークの中核として、地域における男女共同参画の推進を支援する。交流機会の提供については、大学、企業等からの参加を促進する。

#### 5 男女共同参画及び女性教育に関する国際貢献、連携協力の推進

開発途上国、特に、国連アジア太平洋経済社会委員会（E S C A P）加盟国の行政・教育担当者等を対象として研修を実施するなどにより、各国の男女共同参画及び女性教育に関する人材を育成する。

さらに、これまでに構築した海外との協力体制を強化し、調査研究等の協働事業を行うとともに、研修参加者のネットワーク形成や、研修の成果を広く社会に還元するなどにより、世界とりわけアジア太平洋地域における男女共同参画及び女性教育の人材育成のための拠点としての機能を強化する。

#### 6 利用者への男女共同参画及び女性教育に関する理解の促進・利用の促進

利用者に対し、男女共同参画及び女性教育に関する理解を促進するため、利用者のニーズに応じた情報提供を行うとともに、学習教材を開発し、インターネット等を通じて全国に普及する。

また、大学、企業等との連携強化を進め、これらの関係者の利用を促進する。

さらに、広く国民に対しても、男女共同参画及び女性教育に関する情報を分かりやすく提供する。

### Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項

#### 1 適正な法人運営体制の充実

理事長のリーダーシップのもと、国民に対してより質の高いサービスを提供するため、ガバナンスの保持及び内部統制の充実など適正な法人運営体制の充実を図る。

また、調査研究の成果やこれまでに蓄積された専門的な情報等を各機関・団体等に提供するとともに、情報交換し交流する場を提供することにより、女性関連施設等のネットワークの中核として、地域における男女共同参画の推進を支援する。交流機会の提供については、大学、企業等からの参加を促進する。

#### 5 男女共同参画及び女性教育に関する国際貢献、連携協力の推進

開発途上国、特に、国連アジア太平洋経済社会委員会（E S C A P）加盟国の行政・教育担当者等を対象として研修を実施するなどにより、各国の男女共同参画及び女性教育に関する人材を育成する。

さらに、これまでに構築した海外との協力体制を強化し、調査研究等の協働事業を行うとともに、研修参加者のネットワーク形成や、研修の成果を広く社会に還元するなどにより、世界とりわけアジア太平洋地域における男女共同参画及び女性教育の人材育成のための拠点としての機能を強化する。

#### 6 利用者への男女共同参画及び女性教育に関する理解の促進・利用の促進

利用者に対し、男女共同参画及び女性教育に関する理解を促進するため、利用者のニーズに応じた情報提供を行うとともに、学習教材を開発し、インターネット等を通じて全国に普及する。

また、大学、企業等との連携強化を進め、これらの関係者の利用を促進する。

### Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項

#### 1 適正な法人運営体制の充実

理事長のリーダーシップのもと、国民に対してより質の高いサービスを提供するため、ガバナンスの保持及び内部統制の充実など適正な法人運営体制の充実を図る。

<p><u>また、外部の有識者及び関係府省からなる「国立女性教育会館運営委員会」における意見や議論を参考に、事業運営を行う。</u></p>	
<p>2 人件費・管理運営の適正化 (略)</p>	<p>2 人件費・管理運営の適正化 (略)</p>
<p>3 業務運営の改善及び効率化 (略)</p>	<p>3 業務運営の改善及び効率化 (略)</p>
<p>4 業務運営の点検・評価 (略)</p>	<p>4 業務運営の点検・評価 (略)</p>
<p>IV 財務内容の改善に関する事項 (略)</p>	<p>IV 財務内容の改善に関する事項 (略)</p>
<p>V その他業務運営に関する事項 (略)</p>	<p>V その他業務運営に関する事項 (略)</p>

※中期目標案については現時点のものであり、財務省との協議等によって変更の可能性がある。

## 独立行政法人国立女性教育会館 中期計画案 新旧対照表

・変更部分は赤字で下線。

中 期 計 画 (変 更 後)	中 期 計 画 (変 更 前)
<p><b>【前文】</b> 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十条の規定により、独立行政法人国立女性教育会館（以下「会館」という。）が中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を次のとおり定める。</p> <p>I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 基幹的な男女共同参画及び女性教育指導者等の資質・能力の向上</p> <p>(1) 基幹的指導者に対する研修等の実施</p> <p>①地方公共団体、女性関連施設、女性団体、大学、<u>企業</u>等の男女共同参画及び女性教育の推進に係る基幹的指導者を対象に、高度なマネジメント能力等、より専門性の高い参加型の実践的な研修を実施する。なお、実施に当たっては研修の対象者や課題等を厳選する。</p> <p>②研修実施に当たり、参加者の85%以上からプラス評価を得る。</p> <p>③研修効果の普及状況を的確に把握するため、事後に実施するフォローアップ調査の回収率を高めるとともに、研修成果の活用について回答者の80%以上からプラス評価を得る。</p> <p>④全国的な波及効果を促進するため、参加者の地域的なバランスを改善する。</p> <p>(2) 基幹的指導者に対する研修に資する調査研究の実施、学習プログラム・研修資料の作成</p> <p>①男女共同参画及び女性教育に関する基幹的指導者の資質・能力の向上に必要な事項等について調査研究を行い、調査に基づく学習プログラムや研修資料を毎年作成し、研修等を通じて普及する。</p> <p>②事後に実施するフォローアップ調査の充実を図り、研修の成果を的確に把握することにより、研修内容を見直す。</p>	<p><b>【前文】</b> 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十条の規定により、独立行政法人国立女性教育会館（以下「会館」という。）が中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を次のとおり定める。</p> <p>I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 基幹的な男女共同参画及び女性教育指導者等の資質・能力の向上</p> <p>(1) 基幹的指導者に対する研修等の実施</p> <p>①地方公共団体、女性関連施設、女性団体、大学等の男女共同参画及び女性教育の推進に係る基幹的指導者を対象に、高度なマネジメント能力等、より専門性の高い参加型の実践的な研修を実施する。なお、実施に当たっては研修の対象者や課題等を厳選する。</p> <p>②研修実施に当たり、参加者の85%以上からプラス評価を得る。</p> <p>③研修効果の普及状況を的確に把握するため、事後に実施するフォローアップ調査の回収率を高めるとともに、研修成果の活用について回答者の80%以上からプラス評価を得る。</p> <p>④全国的な波及効果を促進するため、参加者の地域的なバランスを改善する。</p> <p>(2) 基幹的指導者に対する研修に資する調査研究の実施、学習プログラム・研修資料の作成</p> <p>①男女共同参画及び女性教育に関する基幹的指導者の資質・能力の向上に必要な事項等について調査研究を行い、調査に基づく学習プログラムや研修資料を毎年作成し、研修等を通じて普及する。</p> <p>②事後に実施するフォローアップ調査の充実を図り、研修の成果を的確に把握することにより、研修内容を見直す。</p>

2 男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する喫緊の課題に係る学習プログラム等の開発・普及

(1) 喫緊の課題に関する先駆的調査研究の実施

- ①男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する喫緊の課題（例えば、女性の活躍による社会の活性化、様々な困難な状況に置かれている人々への対応、地域における身近な男女共同参画推進、男性の家庭・地域への参画促進、生涯を見通した総合的なキャリア教育等）に関する調査研究を、調査テーマごとに一定の時限を設けて実施する。
- ②それらの成果をもとに、適宜調査研究内容の見直しを行い、学習プログラムや研修資料を毎年作成する。
- ③調査研究を活用した研修・交流事業への参加者の85%以上から学習プログラム・研修資料に関するプラスの評価を得る。

(2) 喫緊の課題を担当する指導者に対する先駆的研修の実施

- ①男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する喫緊の課題を担当する指導者を対象として、同課題に係る先駆的で参加型の実践的研修を一定の時限を設けて実施する。なお、研修の実施に当たっては、研修の趣旨に応じて研修の対象者等を厳選する。
- ②研修実施に当たり、参加者の85%以上からプラスの評価を得る。
- ③研修効果の普及状況を的確に把握するため、事後に実施するフォローアップ調査の回収率を高めるとともに、研修成果の活用について回答者の80%以上からプラス評価を得る。
- ④フォローアップ調査の充実を図り、研修の成果を的確に把握することにより、研修内容を見直す。
- ⑤地方公共団体等が同課題に関する研修等を独自に企画・実施する力を育成するため、地域の女性関連施設等と協働して、地域の実情に応じた学習プログラムを開発し、それに基づいたモデル的研修を実施する。

3 男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する調査研究の成果や資料・情報の提供等

2 男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する喫緊の課題に係る学習プログラム等の開発・普及

(1) 喫緊の課題に関する先駆的調査研究の実施

- ①男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する喫緊の課題（例えば、女性の活躍による社会の活性化、様々な困難な状況に置かれている人々への対応、地域における身近な男女共同参画推進、男性の家庭・地域への参画促進、生涯を見通した総合的なキャリア教育等）に関する調査研究を、調査テーマごとに一定の時限を設けて実施する。
- ②それらの成果をもとに、適宜調査研究内容の見直しを行い、学習プログラムや研修資料を毎年作成する。
- ③調査研究を活用した研修・交流事業への参加者の85%以上から学習プログラム・研修資料に関するプラスの評価を得る。

(2) 喫緊の課題を担当する指導者に対する先駆的研修の実施

- ①男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する喫緊の課題を担当する指導者を対象として、同課題に係る先駆的で参加型の実践的研修を一定の時限を設けて実施する。なお、研修の実施に当たっては、研修の趣旨に応じて研修の対象者等を厳選する。
- ②研修実施に当たり、参加者の85%以上からプラスの評価を得る。
- ③研修効果の普及状況を的確に把握するため、事後に実施するフォローアップ調査の回収率を高めるとともに、研修成果の活用について回答者の80%以上からプラス評価を得る。
- ④フォローアップ調査の充実を図り、研修の成果を的確に把握することにより、研修内容を見直す。
- ⑤地方公共団体等が同課題に関する研修等を独自に企画・実施する力を育成するため、地域の女性関連施設等と協働して、地域の実情に応じた学習プログラムを開発し、それに基づいたモデル的研修を実施する。

3 男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する調査研究の成果や資料・情報の提供等



<p>(1) 地域の機関で活用しうる男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する基礎的な研究の成果の提供</p> <p>①男女共同参画・女性教育・家庭教育に係る統計等に関する調査研究を行い、3年ごとに「男女共同参画統計データブック」、毎年「統計リーフレット」を刊行する。さらに、男女共同参画統計を理解するための研修資料を対象別に作成する。</p> <p>②統計調査の成果を提供する「男女共同参画統計ニュースレター」の配信先を中期目標期間中に2千件まで拡充し、成果を普及する。</p> <p>③基幹的指導者の資質・能力の向上及び喫緊の課題をテーマとして実施した調査研究の成果について、ホームページや地域共同リポジトリ等を通じて普及する。</p> <p>(2) 全国的な資料・情報の収集、利用しやすいポータルとデータベースの構築、資料等の提供</p> <p>①男女共同参画及び女性・家庭・家族に関する図書・雑誌・地方行政資料等を収集・整理し、文献情報データベースを通じて迅速に目録情報を公開・提供する。</p> <p>②特に、全国の女性関連施設等の有する女性教育に関するプログラムなど、地域レベルでは収集困難な広域的・専門的な国内外の資料・情報の収集に重点化を図り、ポータルとデータベースの利便性を向上し提供する。</p> <p>③中期目標期間中に、データベース化件数については累計60万件以上、アクセス件数については年間30万件以上を達成する。</p> <p>④情報センターが所蔵する図書を、男女共同参画社会の形成に関するテーマごとにパッケージ化し、中期目標期間中に累計20箇所以上の女性関連施設や大学等に貸し出すことで学習者への支援を行う。</p> <p>(3) 女性アーカイブ機能の充実</p> <p>①男女共同参画社会の形成に顕著な業績を残した女性に関するアーカイブを充実し、女性に関する史・資料を中期目標期間中に新たに5千点以上収集する。収集した史・資料は計画的に整理し、デジタル加工を施すなどにより、インターネット等で提供する。</p> <p>また、中期目標期間中に展示室への入室件数について累計5万件</p>	<p>(1) 地域の機関で活用しうる男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する基礎的な研究の成果の提供</p> <p>①男女共同参画・女性教育・家庭教育に係る統計等に関する調査研究を行い、3年ごとに「男女共同参画統計データブック」、毎年「統計リーフレット」を刊行する。さらに、男女共同参画統計を理解するための研修資料を対象別に作成する。</p> <p>②統計調査の成果を提供する「男女共同参画統計ニュースレター」の配信先を中期目標期間中に2千件まで拡充し、成果を普及する。</p> <p>③基幹的指導者の資質・能力の向上及び喫緊の課題をテーマとして実施した調査研究の成果について、ホームページや地域共同リポジトリ等を通じて普及する。</p> <p>(2) 全国的な資料・情報の収集、利用しやすいポータルとデータベースの構築、資料等の提供</p> <p>①男女共同参画及び女性・家庭・家族に関する図書・雑誌・地方行政資料等を収集・整理し、文献情報データベースを通じて迅速に目録情報を公開・提供する。</p> <p>②特に、全国の女性関連施設等の有する女性教育に関するプログラムなど、地域レベルでは収集困難な広域的・専門的な国内外の資料・情報の収集に重点化を図り、ポータルとデータベースの利便性を向上し提供する。</p> <p>③中期目標期間中に、データベース化件数については累計60万件以上、アクセス件数については年間30万件以上を達成する。</p> <p>④情報センターが所蔵する図書を、男女共同参画社会の形成に関するテーマごとにパッケージ化し、中期目標期間中に累計20箇所以上の女性関連施設や大学等に貸し出すことで学習者への支援を行う。</p> <p>(3) 女性アーカイブ機能の充実</p> <p>①男女共同参画社会の形成に顕著な業績を残した女性に関するアーカイブを充実し、女性に関する史・資料を中期目標期間中に新たに5千点以上収集する。収集した史・資料は計画的に整理し、デジタル加工を施すなどにより、インターネット等で提供する。</p> <p>また、中期目標期間中に展示室への入室件数について累計5万件</p>
---	---

以上を達成する。

②女性アーカイブの企画展を中期目標期間中に5機関以上と連携して実施する。

③女性アーカイブの保存・提供に携わる実務者を対象に、具体的な保存技術や整理方法の研修を実施し、中期目標期間中に女性アーカイブの基本知識を伝える学習の場を100名以上に提供するとともに、実務者同士の情報交換の場を提供することでネットワークづくりを推進し、全国的に女性関連史・資料の保存のための基盤作りを支援する。

#### 4 男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する国内の関係機関・団体等や関係府省との連携協力の推進

##### (1) 国内の関係機関・団体等との協働事業の実施

女性関連施設、女性団体、民間団体、企業等、男女共同参画・女性教育・家庭教育に関連する国内の関係機関、団体等との協力体制を充実させる。特に、教育の対象者・対象機関を成人女性・女性教育団体から男性、若年層、教育界、経済界等に広げることを含め、中期目標期間中に累計35機関以上と協働で研修事業等に取り組み、連携による、より効果的な事業を実施する。

##### (2) 関係府省との連携強化

内閣府、厚生労働省、経済産業省等の各関係府省との連絡会を開催し、各関係府省で実施した取組や実施予定の取組等の情報を共有し、具体的な連携を充実させる。

各種事業を実施する際には、関係府省から企画について助言を得る、施策説明等により参画いただく等内容面での充実を図るとともに、後援を得る、各府省のルートでの周知を図る等広報面での協力を得る。

##### (3) 交流機会の提供による会館を中心としたネットワークの構築

①全国各地で男女共同参画及び女性教育を推進する活動に携わる地方公共団体、女性関連施設、女性団体等の担当者や喫緊の課題の解決に取り組む研究者等に対し交流の機会を提供するため、1千名以上の参加を募る全国フォーラムを開催する。

以上を達成する。

②女性アーカイブの企画展を中期目標期間中に5機関以上と連携して実施する。

③女性アーカイブの保存・提供に携わる実務者を対象に、具体的な保存技術や整理方法の研修を実施し、中期目標期間中に女性アーカイブの基本知識を伝える学習の場を100名以上に提供するとともに、実務者同士の情報交換の場を提供することでネットワークづくりを推進し、全国的に女性関連史・資料の保存のための基盤作りを支援する。

#### 4 男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する国内の関係機関・団体等との連携協力の推進

##### (1) 国内の関係機関・団体等との協働事業の実施

女性関連施設、女性団体、民間団体、企業等、男女共同参画・女性教育・家庭教育に関連する国内の関係機関、団体等との協力体制を充実させ、中期目標期間中に累計35機関以上と協働で研修事業等に取り組み、連携による、より効果的な事業を実施する。

##### (2) 交流機会の提供による会館を中心としたネットワークの構築

①全国各地で男女共同参画及び女性教育を推進する活動に携わる地方公共団体、女性関連施設、女性団体等の担当者や喫緊の課題の解決に取り組む研究者等に対し交流の機会を提供するため、1千名以上の参加を募る全国フォーラムを開催する。

なお、交流機会の提供については、大学、企業等からの参加を促進する。

②研修修了生等が地域に戻って実践したことを報告し合い学習する機会を設定し、地域におけるネットワークの形成を促進するとともに、会館と地域との連携を強化する。

③会館ボランティアに対し、主催事業への参加の機会を充実させるなど、その活動を支援する。

5 男女共同参画及び女性教育に関する国際貢献、連携協力の推進

(1) 男女共同参画及び女性教育に関する国際協力・連携に資する研修の実施

①男女共同参画及び女性教育に関する国際的な人材育成の拠点として、女性のエンパワーメント支援のために、開発途上国、特に国連アジア太平洋経済社会委員会（E S C A P）加盟国の行政・教育担当者及び民間団体等、関係団体の指導者に対する男女共同参画及び女性教育に関する参加型の実践的な研修を実施し、参加者の90%以上からプラス評価を得る。

②男女共同参画の推進に関する喫緊の課題をテーマとしたシンポジウムを開催し、参加者の85%以上からプラス評価を得る。

③研修修了生等による出身国での成果の活用についての調査を行い、同調査の結果等を踏まえ、研修の効果的な実施の観点から、研修内容等の見直しを行う。

(2) 地球規模の課題についての調査研究の実施

①これまで実施してきた人身取引に関する調査研究の成果を踏まえ、国内に在住する「外国人女性」に焦点をあて、暴力、子どもの教育、生活上の困難等への支援に資する調査研究を実施する。

②これまで構築してきた海外との協力体制を強化しつつ、地球規模の課題について、中期目標期間中に海外の5機関以上と連携した調査研究・事業を実施し、インターネット等を通じてその成果を国際的に発信する。

(3) 国際的なネットワークの構築

なお、交流機会の提供については、大学、企業等からの参加を促進する。

②研修修了生等が地域に戻って実践したことを報告し合い学習する機会を設定し、地域におけるネットワークの形成を促進するとともに、会館と地域との連携を強化する。

③会館ボランティアに対し、主催事業への参加の機会を充実させるなど、その活動を支援する。

5 男女共同参画及び女性教育に関する国際貢献、連携協力の推進

(1) 男女共同参画及び女性教育に関する国際協力・連携に資する研修の実施

①男女共同参画及び女性教育に関する国際的な人材育成の拠点として、女性のエンパワーメント支援のために、開発途上国、特に国連アジア太平洋経済社会委員会（E S C A P）加盟国の行政・教育担当者及び民間団体等、関係団体の指導者に対する男女共同参画及び女性教育に関する参加型の実践的な研修を実施し、参加者の90%以上からプラス評価を得る。

②男女共同参画の推進に関する喫緊の課題をテーマとしたシンポジウムを開催し、参加者の85%以上からプラス評価を得る。

③研修修了生等による出身国での成果の活用についての調査を行い、同調査の結果等を踏まえ、研修の効果的な実施の観点から、研修内容等の見直しを行う。

(2) 地球規模の課題についての調査研究の実施

①これまで実施してきた人身取引に関する調査研究の成果を踏まえ、国内に在住する「外国人女性」に焦点をあて、暴力、子どもの教育、生活上の困難等への支援に資する調査研究を実施する。

②これまで構築してきた海外との協力体制を強化しつつ、地球規模の課題について、中期目標期間中に海外の5機関以上と連携した調査研究・事業を実施し、インターネット等を通じてその成果を国際的に発信する。

(3) 国際的なネットワークの構築

研修修了生等のつながりを一層強め、会館を中心としたネットワークを構築するため、研修終了後も双方向の情報交換・議論を行い、研修修了生等から提供されたアジア太平洋地域における男女共同参画のための先進的な取組を日本国内に普及させる。

## 6 会館利用者への男女共同参画及び女性教育に関する理解の促進・利用の促進

### (1) 利用者への学習支援

- ①職員の専門性を活かしたきめ細かな事前指導を充実し、利用者のニーズに応じた研修プログラム作成を支援する。
- ②会館が提供するプログラム等を利用した者にアンケートを実施し、活用状況等を踏まえ、必要に応じプログラム等の内容を見直す。
- ③多様化、高度化した学習需要に対応するため、これまでの情報提供の内容や方法を見直し、系統化した情報提供を行うとともに、その内容をインターネット上で学習教材として提供する。

### (2) 利用の拡大

- ①毎年、利用拡大戦略を作成し、大学・企業等からの利用を促進し、利用を拡大する。
- ②宿泊室利用率について、平成27年度までに55%以上を達成する。

### (3) 国民への情報発信

広く国民に対し、男女共同参画及び女性教育に関する情報をより分かりやすく提供するため、会館ホームページに掲載する情報の整理、見直しを行う。

## II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 適切な法人運営体制の充実

#### (1) ガバナンス・内部統制の充実

- ①理事長のリーダーシップのもと、会館が担う役割や内包している課題等の情報を職員全員に共有・伝達するため、定期的に運営会議、

研修修了生等のつながりを一層強め、会館を中心としたネットワークを構築するため、研修終了後も双方向の情報交換・議論を行い、研修修了生等から提供されたアジア太平洋地域における男女共同参画のための先進的な取組を日本国内に普及させる。

## 6 会館利用者への男女共同参画及び女性教育に関する理解の促進・利用の促進

### (1) 利用者への学習支援

- ①職員の専門性を活かしたきめ細かな事前指導を充実し、利用者のニーズに応じた研修プログラム作成を支援する。
- ②会館が提供するプログラム等を利用した者にアンケートを実施し、活用状況等を踏まえ、必要に応じプログラム等の内容を見直す。
- ③多様化、高度化した学習需要に対応するため、これまでの情報提供の内容や方法を見直し、系統化した情報提供を行うとともに、その内容をインターネット上で学習教材として提供する。

### (2) 利用の拡大

- ①毎年、利用拡大戦略を作成し、大学・企業等からの利用を促進し、利用を拡大する。
- ②宿泊室利用率について、平成27年度までに55%以上を達成する。

## II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 適切な法人運営体制の充実

#### (1) ガバナンス・内部統制の充実

- ①理事長のリーダーシップのもと、会館が担う役割や内包している課題等の情報を職員全員に共有・伝達するため、定期的に運営会議、

<p>館内研修等を開催する。</p> <p>②会館を取り巻くリスクの把握、分析等を行い、定期的に運営会議に報告するとともに、リスク低減に向けた規程等を充実させ、職員全員に周知徹底する。</p> <p>③法人業務の有効性・効率性、法令の遵守、財務会計の透明性等の観点から、定期的にモニタリングを行う。また、その結果について役員に周知を図り、必要に応じて組織運営の改善に反映させる。</p> <p><u>④外部の有識者及び関係府省からなる「国立女性教育会館運営委員会」において、毎年度の事業計画や事業実施状況など会館の事業運営に関する基本的な事項等について協議を行い、「国立女性教育会館運営委員会」から理事長への助言を受け、事業運営を行う。</u> <u>運営委員会の委員については、幅広い視野から協議・助言を実施するため、委員候補について関係府省に推薦を求める。</u></p> <p>2 人件費・管理運営の適正化 (略)</p> <p>3 業務運営の改善及び効率化 (1) 業務運営の改善 効果的・効率的な業務運営を行う観点から、事務・事業の見直し、検証を定期的に運営会議で行い、業務運営に反映させる。 また、積極的に事務事業の外部委託を進めるとともに、必要に応じて組織の再編整理等を行う。 <u>さらに、利用者の増加とサービスの向上等を目的として、平成27年度から宿泊・研究施設等の管理運営についてPFIを導入する。</u></p> <p>(2) 人材育成、多様な人材の活用 (略)</p> <p>4 業務運営の点検・評価 (略)</p>	<p>館内研修等を開催する。</p> <p>②会館を取り巻くリスクの把握、分析等を行い、定期的に運営会議に報告するとともに、リスク低減に向けた規程等を充実させ、職員全員に周知徹底する。</p> <p>③法人業務の有効性・効率性、法令の遵守、財務会計の透明性等の観点から、定期的にモニタリングを行う。また、その結果について役員に周知を図り、必要に応じて組織運営の改善に反映させる。</p> <p>2 人件費・管理運営の適正化 (略)</p> <p>3 業務運営の改善及び効率化 (1) 業務運営の改善 効果的・効率的な業務運営を行う観点から、事務・事業の見直し、検証を定期的に運営会議で行い、業務運営に反映させる。 また、積極的に事務事業の外部委託を進めるとともに、必要に応じて組織の再編整理等を行う。</p> <p>(2) 人材育成、多様な人材の活用 (略)</p> <p>4 業務運営の点検・評価 (略)</p>
--	---

- Ⅲ 予算・収支計画及び資金計画（略）
- Ⅳ 財務内容の改善に関する事項（略）
- Ⅴ 短期借入金の限度額（略）
- Ⅵ 重要な財産の処分等に関する計画（略）
- Ⅶ 剰余金の使途（略）
- Ⅷ その他主務省令で定める業務運営に関する事項（略）

別紙1 平成23年度～平成27年度中期計画予算

(単位)

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	2,710
施設整備費補助金	144
入場料等収入	614
受託収入	25
計	3,493
支出	
業務経費	1,833
うち研修関係経費	1,338
うち調査・研究関係経費	128
うち情報関係経費	367
施設整備費	144
受託経費	25
一般管理費	1,491
計	3,493

- Ⅲ 予算・収支計画及び資金計画（略）
- Ⅳ 財務内容の改善に関する事項（略）
- Ⅴ 短期借入金の限度額（略）
- Ⅵ 重要な財産の処分等に関する計画（略）
- Ⅶ 剰余金の使途（略）
- Ⅷ その他主務省令で定める業務運営に関する事項（略）

別紙1 平成23年度～平成27年度中期計画予算

(単位)

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	2,710
施設整備費補助金	80
入場料等収入	614
受託収入	25
計	3,493
支出	
業務経費	1,833
うち研修関係経費	1,338
うち調査・研究関係経費	128
うち情報関係経費	367
施設整備費	80
受託経費	25
一般管理費	1,491
計	3,493

[人件費の見積もり]  
(略)  
[運営費交付金の算定ルール]  
(略)

別紙 2～3 (略)

別紙 4 平成 23 年度～平成 27 年度施設・整備に関する計画

施設・整備の内容	予定額 (百万円)	財源
機能性向上改修 排水処理施設の改修	<u>144</u>	施設整備費補助金
計	<u>144</u>	

[注記]  
(略)

[人件費の見積もり]  
(略)  
[運営費交付金の算定ルール]  
(略)

別紙 2～3 (略)

別紙 4 平成 23 年度～平成 27 年度施設・整備に関する計画

施設・整備の内容	予定額 (百万円)	財源
機能性向上改修 排水処理施設の改修	80	施設整備費補助金
計	80	

[注記]  
(略)

※中期計画案については現時点のものであり、財務省との協議等によって変更の可能性がある。